

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十二日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第十号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成十二年佐賀県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第九十三号の二中「九千円」を「八千七百円」に改め、同表中第九十五号の三の三及び第九十五号の三の四を削り、第九十五号の三の五を第九十五号の三の三とし、第九十五号の三の六を第九十五号の三の四とし、同表第九十五号の四中「第百十五条の三十五第二項」を「第百十五条の三十五第三項」に改め、同表中第九十五号の五を削り、第九十五号の六を第九十五号の五とし、第九十五号の七を第九十五号の六とし、同表第二百三十四号中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改め、同表第四百五十三号のイ中「千八百五十円」を「千六百元」に改め、同号の口中「二千円」を「千九百円」に改め、同号の八中「四千九百五十円」を「四千六百元」に、「八千六百五十円」を「七千七百円」に改め、同表第四百五十四号のイ中「二千円」を「千八百円」に改め、同号の口中「二千五十円」を「千九百円」に改め、同号の八中「二千四百円」を「二千二百円」に、「三千四百円」を「三千五十円」に改め、同表第四百五十四号の二のイ中「第九十七条の二第二項」を「第九十七条の二第二項第二号に該当して同項」に、「二千円」を「千七百五十円」に改め、同号の口中「二千九百五十円」を「二千五百円」に改め、同号のイの次に次のように加える。

口 道路交通法第九十七条の二第二項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合千九百円

別表第一第四百五十五号のイ中「二千五十円」を「千九百円」に改め、同号の口中「千六百五十円」を「千五百円」に改め、同表第四百五十五号の二のイ中「第九十七条の二第二項」を「第九十七条の二第二項第二号に該当して同項」に、「二千円」を「千七百五十円」に改め、同号の口中「四千五百円」を「四千六百元」に、「七千七百円」を「七千六百五十円」に改め、同号の口を同号の八とし、同号のイの次に次のように加える。

口 道路交通法第九十七条の二第二項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合千九百円

別表第一第四百五十六号のイ中、「二千円」を「千七百円」に改め、同号の口中「千六百五十円」を「千五百五十円」に改め、同号の八中「三千円」を「二千円」に、「四千七百五十円」を「四千五百五十円」に改め、同表第四百五十六号の二中「三千九百五十円」を「三千八百五十円」に、「試験」を「検査」に、「七千六百五十円」を「六千九百五十円」に改め、同表第四百五十六号の三中「四千三百円」を「四千五十円」に、「試験」を「検査」に、「五千二百円」を「四千九百円」に改め、同表第四百五十七号中「千七百円」を「千五百五十円」に、「三千三百五十円」を「三千円」に改め、同表第四百五十八号中「二千円」を「二千五十円」に改め、同表第四百五十九号中「千二百円」を「千円」に改め、同表第四百六十号中「三千六百五十円」を「三千六百円」に改め、同表第四百六十一号中「千二百円」を「千円」に改め、同表第四百六十二号の二中「二万四千七百円」を「二万三千五百円」に改め、同号の口中「七千五十円」を「七千円」に改め、同号の八及び二中「二千五百五十円」を「二千二百円」に改め、同号の水中「二千二百円」を「二千二百五十円」に改め、同号のへ中「二千二百円」を「千八百五十円」に改め、同号のト中「一万四千九百五十円」を「一万四千円」に改め、同号のチ中「四千六百円」を「四千五百五十円」に改め、同表第四百六十三号中「二万五百円」を「一万九千六百五十円」に改め、同号のイ中「三千九百五十円」を「三千七百五十円」に改め、同号の口中「六千七百五十円」を「六千四百円」に改め、同号の八及び二中「千九百円」を「千八百五十円」に改め、同号の水中「千九百五十円」を「二千円」に改め、同号のへ中「二千円」を「千九百五十円」に改め、同号のト中「一万千六百五十円」を「一万千五百円」に改め、同号のチ中「四千円」を「三千九百円」に改め、同表第四百六十四号中「一万四千円」を「一万四千五百円」に改め、同号のイ中「千三百五十円」を「千三百円」に改め、同号の口中「二千二百五十円」を「二千二百円」に改め、同号の八及び二中「二千五百五十円」を「二千円」に改め、同号の水中「二千五十円」を「二千二百五十円」に改め、同号のへ中「二千円」を「二千四百五十円」に改め、同号のト中「四千六百五十円」を「四千六百円」に改め、同号のチ中「四千四百五十円」を「二千千八百五十円」に改め、同号のイ中「四千六百円」を「四千四百五十円」に改め、同号の口中「七千九百五十円」を「七千八百円」に改め、同号の八中「三千二百円」を「三千百五十円」に改め、同号の二中「二千七百五十円」

十円」を「二千七百元」に改め、同号のホ中「一万五千八百円」を「一万五千三百円」に改め、同表第四百六十五号の二中「一万五千六百五十円」を「一万五千元」に改め、同号のイ中「四千四百五十円」を「四千五百五十円」に改め、同号の口中「千三百円」を「千四百五十円」に改め、同号の八中「千二百五十円」を「千三百五十円」に改め、同号のへ中「千四百円」を「千三百五十円」に改め、同号のト中「九千二百円」を「八千六百元」に改め、同号のチ中「三千五十円」を「三千円」に改め、同表第四百六十六号中「一万二千百五十円」を「一万千八百円」に改め、同号のイ中「四千百円」を「三千七百五十円」に改め、同号の口中「千三百五十円」を「千四百円」に改め、同号の八中「千二百円」に改め、同号の二及びホ中「千二百五十円」を「千二百円」に改め、同号のへ中「千二百円」を「千五百円」に改め、同号のト中「六千三百五十円」を「六千百円」に改め、同号のチ中「二千六百元」を「二千五百円」に改め、同表第四百六十七号中「九千五百円」を「九千四百五十円」に改め、同号のイ中「千三百五十円」を「千三百円」に改め、同号の口中「千三百五十円」を「千五百円」に改め、同号の八中「千二百五十円」を「千五百円」に改め、同表第四百六十七号の二中「一万三千三百円」を「一万二千八百五十円」に改め、同号のイ中「四千八百円」を「四千四百五十円」に改め、同号の口中「二千円」を「千九百円」に改め、同号の八中「二千七百五十円」を「二千七百元」に改め、同号の二中「九千七百五十円」を「九千四百円」に改め、同表第四百六十八号中「二千五十円」を「千九百五十円」に、「三千五十円」を「二千八百円」に改め、同表第四百六十九号中「千九百円」を「千七百元」に、「三千五百五十円」を「三千二百五十円」に改め、同表第四百七十号中「千五百五十円」を「千円」に改め、同表第四百七十一号及び第四百七十一号の二中「二千五百五十円」を「二千五百円」に改め、同表第四百七十二号中「二千六百五十円」を「二千四百五十円」に改め、同表第四百七十四号中「二千六百円」を「二千四百五十円」に改め、同表第四百七十五号中「二千三百円」を「二千二百円」に改め、同表第四百七十八号中「四千二百円」を「四千五百五十円」に改め、同表第四百七十九号中「千三百五十円」を「千四百円」に改め、同表第四百八十号の二中「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同表第四百八十一号中「七百五十円」を「六百五十円」に

改め、同表第四百八十二号のイ中「二千五百円」を「二千円」に改め、同号のロ中「二千八百円」を「二千七百五十円」に改め、同号のハ中「二千七百円」を「二千六百元」に改め、同号のニ中「二千五百五十円」を「二千四百五十円」に改め、同表第四百八十三号のイ中「七百元」を「六百元」に改め、同号のロ中「千五十円」を「九百五十円」に改め、同号のハ中「千七百元」を「千五百円」に、「千五十円」を「九百五十円」に改め、同表第四百八十五号中「一万三千四百円」を「一万三千三百五十円」に、「九千四百円」を「九千二百円」に改め、同表第四百八十七号の次に次の一号を加える。

四百八十七の二 道路 交通法施行規則（昭和 三十五年総理府令 第六十号）第三十条 の十三第一項の規定 に基づく運転経歴証 明書の再交付	運転経歴証明書の再交 付を申請する者	運転経歴証明 書再交付手数 料	千円	再交付申請のと き
---	-----------------------	-----------------------	----	--------------

別表第二第六号の三及び第六号の四を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一第二百三十四号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、この条例による改正前の佐賀県手数料条例別表第一第九十五号の三の四の規定は、平成三十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

改正後

四百五十五の二 道路交 動車第	大型自 動車第	大型自 動車第	イ 道路交通法第 九十七条の二第 二項の規定の適 用を受けない場 合 千五百円	受験申 込みの	係る試験の 実施	四百五十四の 二 道路交 通法第八十 九条の規定 に基づく特 定第一種運 転免許(大 型特殊自動 車免許 大 型特殊自動 車免許 大 型特殊自動 車免許 普 通自動二輪 車免許又は 牽引免許を 受ける者 以下 七号までに おいて同じ)又は大型 特殊自動車 第二種免許 若しくは牽 引第二種免 許に係る試 験の実施	特定第 一運 転免許 又は大 型特殊 自動車 第二種 免許若 しくは 牽引第 二種免 許に係 る試験 手数料	特定第 一運 転免許 又は大 型特殊 自動車 第二種 免許若 しくは 牽引第 二種免 許に係 る試験 手数料	イ 道路交通法第 九十七条の二第 一項の規定の適 用を受けない場 合 千八百円 ロ 道路交通法第 九十七条の二第 一項の規定の適 用を受けない場 合 千九百 円 ハ 道路交通法第 九十七条の二第 一項の規定の適 用を受けない場 合 三千五百円 (公安委員会が 提供する自動車 を使用して試験 を受ける場合に あつては、四千 六百元)	受験申 込みの
--------------------	------------	------------	---	------------	-------------	---	---	---	---	------------

改正前

四百五十五の二 道路交 動車第	大型自 動車第	大型自 動車第	イ 道路交通法第 九十七条の二第 二項の規定の適 用を受けない場 合 千六百五十 円	受験申 込みの	係る試験の 実施	四百五十四の 二 道路交 通法第八十 九条の規定 に基づく特 定第一種運 転免許(大 型特殊自動 車免許 大 型特殊自動 車免許 普 通自動二輪 車免許又は 牽引免許を 受ける者 以下 七号までに おいて同じ)又は大型 特殊自動車 第二種免許 若しくは牽 引第二種免 許に係る試 験の実施	特定第 一運 転免許 又は大 型特殊 自動車 第二種 免許若 しくは 牽引第 二種免 許に係 る試験 手数料	特定第 一運 転免許 又は大 型特殊 自動車 第二種 免許若 しくは 牽引第 二種免 許に係 る試験 手数料	イ 道路交通法第 九十七条の二第 一項の規定の適 用を受けない場 合 二千五百円 ロ 道路交通法第 九十七条の二第 一項の規定の適 用を受けない場 合 二千五 十円 ハ 道路交通法第 九十七条の二第 一項の規定の適 用を受けない場 合 二千九百五 十円(公安委員 会が提供する自 動車を使用して 試験を受ける場 合にあつては、 四千六百元)	受験申 込みの
--------------------	------------	------------	---	------------	-------------	---	---	---	---	------------

改正後

改正前

<p>員 の 審 査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員 の審査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員 の審査</p>	<p>チ 八及び二に規定する審査のいずれをも免除される者 四十五百五十円</p>
<p>員 の 審 査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員 の審査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員 の審査</p>	<p>チ 八及び二に規定する審査のいずれをも免除される者 四十五百五十円</p>
<p>員 の 審 査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員 の審査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定員 の審査</p>	<p>チ 八及び二に規定する審査のいずれをも免除される者 四十六百五十円</p>

改正後

改正前

<p>四百六十四 道路交通法 第九十九条 の二第四項 第一号イの 規定に基づ く特定第一 種運転免許 に係る技能 検定員の審 査</p>	<p>特定第一 種運</p>	<p>特定第一 種運</p>	<p>チ 八及び二に規 定する審査のい ずれをも免除さ れる者 三千九 百円</p>	<p>審査申 請のと き</p>
<p>四百六十四 道路交通法 第九十九条 の二第四項 第一号イの 規定に基づ く特定第一 種運転免許 に係る技能 検定員の審 査</p>	<p>特定第一 種運</p>	<p>特定第一 種運</p>	<p>チ 八及び二に規 定する審査のい ずれをも免除さ れる者 三千九 百円</p>	<p>審査申 請のと き</p>
<p>四百六十四 道路交通法 第九十九条 の二第四項 第一号イの 規定に基づ く特定第一 種運転免許 に係る技能 検定員の審 査</p>	<p>特定第一 種運</p>	<p>特定第一 種運</p>	<p>チ 八及び二に規 定する審査のい ずれをも免除さ れる者 四千百 円</p>	<p>審査申 請のと き</p>
<p>四百六十四 道路交通法 第九十九条 の二第四項 第一号イの 規定に基づ く特定第一 種運転免許 に係る技能 検定員の審 査</p>	<p>特定第一 種運</p>	<p>特定第一 種運</p>	<p>チ 八及び二に規 定する審査のい ずれをも免除さ れる者 四千百 円</p>	<p>審査申 請のと き</p>
<p>イ 技能検定員と して必要な自動 車の運転技能の 審査を免除され る者(トに掲げ る者を除く。) 千三百円</p> <p>ロ 自動車の運転 技能に関する観 察及び採点の技 能の審査を免除 される者(トに 掲げる者を除く。) 二千二百円</p> <p>ハ 道路交通法第 百八条の二十八 第四項に規定す る教則の内容とな っている事項 の審査を免除さ れる者(チに掲 げる者を除く。) 二千二百円</p> <p>ニ 自動車教習所 に関する法令に ついての知識の 審査を免除され る者(チに掲げ る者を除く。) 二千二百円</p> <p>ホ 技能検定の実 施に関する知識 の審査を免除さ れる者 二千二 百五十円</p> <p>ヘ 自動車の運転 技能の評価方法 に関する知識の 審査を免除され る者 二千四百 五十円</p> <p>ト イ及びロに規 定する審査のい ずれをも免除さ れる者 四千五</p>	<p>イ 技能検定員と して必要な自動 車の運転技能の 審査を免除され る者(トに掲げ る者を除く。) 千三百五十円</p> <p>ロ 自動車の運転 技能に関する観 察及び採点の技 能の審査を免除 される者(トに 掲げる者を除く。) 二千二百五 十円</p> <p>ハ 道路交通法第 百八条の二十八 第四項に規定す る教則の内容とな っている事項 の審査を免除さ れる者(チに掲 げる者を除く。) 二千五百十円</p> <p>ニ 自動車教習所 に関する法令に ついての知識の 審査を免除され る者(チに掲げ る者を除く。) 二千五百十円</p> <p>ホ 技能検定の実 施に関する知識 の審査を免除さ れる者 二千五 十円</p> <p>ヘ 自動車の運転 技能の評価方法 に関する知識の 審査を免除され る者 二千円</p> <p>ト イ及びロに規 定する審査のい ずれをも免除さ れる者 四千六</p>			

改正後

改正前

<p>四百六十五略</p> <p>四百六十五の大型自動車免許は、次に掲げる者であつては、一万五千円からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。</p> <p>イ 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（トに掲げる者を除く。）</p> <p>ロ 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（トに掲げる者を除く。）</p> <p>ハ 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者 千三百五十円</p> <p>ニ・ホ 略</p> <p>ヘ 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者 千三百五十円</p> <p>ト イ及びロに規定する審査のいずれをも免除される者 千三百五十円</p> <p>チ ニ及びホに規定する審査のいずれをも免除される者 三千円</p>	<p>大型自動車免許</p> <p>普通自動車免許</p> <p>普通自動車免許</p>	<p>一万五千円。ただし、次に掲げる者であつては、一万五千円からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。</p> <p>イ 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（トに掲げる者を除く。）</p> <p>ロ 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（トに掲げる者を除く。）</p> <p>ハ 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者 千三百五十円</p> <p>ニ・ホ 略</p> <p>ヘ 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者 千三百五十円</p> <p>ト イ及びロに規定する審査のいずれをも免除される者 千三百五十円</p> <p>チ ニ及びホに規定する審査のいずれをも免除される者 三千円</p>	<p>審査申請のとき</p>
<p>四百六十六</p> <p>道路交通法第九十九条の三第四項の第一号イの規定に基づく普通自動車免許に係る教習指導員の審査</p>	<p>普通自動車免許</p> <p>普通自動車免許</p>	<p>一万二千五百円。ただし、次に掲げる者であつては、一万二千五百円からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。</p> <p>イ 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（トに掲げる者を除く。）</p> <p>ロ 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（トに掲げる者を除く。）</p> <p>ハ 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者 千二百五十円</p> <p>ニ・ホ 略</p> <p>ヘ 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者 千二百五十円</p> <p>ト イ及びロに規定する審査のいずれをも免除される者 千二百五十円</p> <p>チ ニ及びホに規定する審査のいずれをも免除される者 三千五十円</p>	<p>審査申請のとき</p>
<p>四百六十五略</p> <p>四百六十五の大型自動車免許は、次に掲げる者であつては、一万五千円からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。</p> <p>イ 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（トに掲げる者を除く。）</p> <p>ロ 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（トに掲げる者を除く。）</p> <p>ハ 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者 千三百五十円</p> <p>ニ・ホ 略</p> <p>ヘ 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者 千三百五十円</p> <p>ト イ及びロに規定する審査のいずれをも免除される者 千三百五十円</p> <p>チ ニ及びホに規定する審査のいずれをも免除される者 三千円</p>	<p>大型自動車免許</p> <p>大型自動車免許</p> <p>普通自動車免許</p>	<p>一万五千円。ただし、次に掲げる者であつては、一万五千円からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。</p> <p>イ 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（トに掲げる者を除く。）</p> <p>ロ 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（トに掲げる者を除く。）</p> <p>ハ 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者 千三百五十円</p> <p>ニ・ホ 略</p> <p>ヘ 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者 千三百五十円</p> <p>ト イ及びロに規定する審査のいずれをも免除される者 千三百五十円</p> <p>チ ニ及びホに規定する審査のいずれをも免除される者 三千円</p>	<p>審査申請のとき</p>
<p>四百六十六</p> <p>道路交通法第九十九条の三第四項の第一号イの規定に基づく普通自動車免許に係る教習指導員の審査</p>	<p>普通自動車免許</p> <p>普通自動車免許</p>	<p>一万二千五百円。ただし、次に掲げる者であつては、一万二千五百円からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。</p> <p>イ 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（トに掲げる者を除く。）</p> <p>ロ 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（トに掲げる者を除く。）</p> <p>ハ 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者 千二百五十円</p> <p>ニ・ホ 略</p> <p>ヘ 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者 千二百五十円</p> <p>ト イ及びロに規定する審査のいずれをも免除される者 千二百五十円</p> <p>チ ニ及びホに規定する審査のいずれをも免除される者 三千五十円</p>	<p>審査申請のとき</p>

改正後

改正前

<p>四百六十七 道路交通法 第九十九条 の三第四項 第一号イの 規定に基づ く特定第一 種運転免許 に係る教習 指導員の審 査</p>	<p>特定第一 種運 一種運 転免許 転免許</p>	<p>特定第一 種運 一種運 転免許 転免許</p>	<p>九千四百五十円。ただし、次に掲げる者(チ)に掲げる者(ト)に掲げる者(ク)を除く。)</p> <p>イ 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(ト)に掲げる者(ク)を除く。)</p> <p>千三百円</p>	<p>審査申請のとき</p>	<p>要な教習の技能の審査を免除される者(ト)に掲げる者(ク)を除く。)</p> <p>八 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者 千三百円</p> <p>二 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者(チ)に掲げる者(ク)を除く。)</p> <p>千二百円</p> <p>ホ 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者(チ)に掲げる者(ク)を除く。)</p> <p>千二百円</p> <p>ヘ 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者 千五百円</p> <p>ト イ及びロに規定する審査のいづれをも免除される者 六千三百円</p> <p>チ 二及びホに規定する審査のいづれをも免除される者 二千五百円</p>
<p>四百六十七 道路交通法 第九十九条 の三第四項 第一号イの 規定に基づ く特定第一 種運転免許 に係る教習 指導員の審 査</p>	<p>特定第一 種運 一種運 転免許 転免許</p>	<p>特定第一 種運 一種運 転免許 転免許</p>	<p>九千五百円。ただし、次に掲げる者(チ)に掲げる者(ト)に掲げる者(ク)を除く。)</p> <p>イ 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(ト)に掲げる者(ク)を除く。)</p> <p>千三百五十円</p>	<p>審査申請のとき</p>	<p>要な教習の技能の審査を免除される者(ト)に掲げる者(ク)を除く。)</p> <p>八 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者 千二百五十円</p> <p>二 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者(チ)に掲げる者(ク)を除く。)</p> <p>千二百五十円</p> <p>ホ 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者(チ)に掲げる者(ク)を除く。)</p> <p>千二百五十円</p> <p>ヘ 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者 千二百円</p> <p>ト イ及びロに規定する審査のいづれをも免除される者 六千三百五十円</p> <p>チ 二及びホに規定する審査のいづれをも免除される者 二千六百円</p>

改正後

<p>四百六十八 道路交通法 第一百条の二 第一項の規 定に基づく 普通自動車 免許に係る 再試験の実 施</p>	<p>普通自 動車免 許再試 験手数料 料 普通自 動車免 許に係 る再試 験を受 けよう とする 者</p>	<p>千九百五十円（公安委員会が提供する自動車を使用し、試験を受ける場合にあっては、二千八百円）</p>	<p>受験申込みのとき</p>
<p>四百六十九 道路交通法 第一百条の二 第一項の規 定に基づく 大型自動二 輪車免許又 は普通自動 二輪車免許 に係る再試 験の実施</p>	<p>大型自 動二輪 車免許 又は普 通自動 二輪車 免許に 係る再 試験を 受ける 者</p>	<p>千七百円（公安委員会が提供する自動車を使用し、試験を受ける場合にあっては、三千二百五十円）</p>	<p>受験申込みのとき</p>
<p>四百七十 道路交通法 第一百条の二 第一項の規 定に基づく 原動機付自 転車免許に 係る再試験 の実施</p>	<p>原動機 付自転 車免許 再試験 手数料 をよと する者</p>	<p>千円</p>	<p>受験申込みのとき</p>
<p>四百七十一 道路交通法 第一百条第 一項又は第 百一条の二 第一項の規 定に基づく 運転免許証 の有効期間 の更新（同 法第百一条 の二の第二 一項の規定 により運転 免許証の更 新の申請を する場合を 除く。）</p>	<p>運転免 許証の 更新更 新手数料 料</p>	<p>二千五百円</p>	<p>更新申請のとき</p>
<p>四百七十一の 二 道路交 通法第百一 条第一項又 は第百一条 の二第一項 に基づく運 転免許の有 効期間の更 新</p>	<p>運転免 許証の 更新更 新手数料 料</p>	<p>二千五百円</p>	<p>更新申請のとき</p>

改正前

<p>四百六十八 道路交通法 第一百条の二 第一項の規 定に基づく 普通自動車 免許に係る 再試験の実 施</p>	<p>普通自 動車免 許再試 験手数料 料 普通自 動車免 許に係 る再試 験を受 けよう とする 者</p>	<p>二千五十円（公安委員会が提供する自動車を使用し、試験を受ける場合にあっては、三千五百円）</p>	<p>受験申込みのとき</p>
<p>四百六十九 道路交通法 第一百条の二 第一項の規 定に基づく 大型自動二 輪車免許又 は普通自動 二輪車免許 に係る再試 験の実施</p>	<p>大型自 動二輪 車免許 又は普 通自動 二輪車 免許に 係る再 試験を 受ける 者</p>	<p>千九百円（公安委員会が提供する自動車を使用し、試験を受ける場合にあっては、三千五百円）</p>	<p>受験申込みのとき</p>
<p>四百七十 道路交通法 第一百条の二 第一項の規 定に基づく 原動機付自 転車免許に 係る再試験 の実施</p>	<p>原動機 付自転 車免許 再試験 手数料 をよと する者</p>	<p>千五百円</p>	<p>受験申込みのとき</p>
<p>四百七十一 道路交通法 第一百条第 一項又は第 百一条の二 第一項の規 定に基づく 運転免許証 の有効期間 の更新（同 法第百一条 の二の第二 一項の規定 により運転 免許証の更 新の申請を する場合を 除く。）</p>	<p>運転免 許証の 更新更 新手数料 料</p>	<p>二千五百五十円</p>	<p>更新申請のとき</p>
<p>四百七十一の 二 道路交 通法第百一 条第一項又 は第百一条 の二第一項 に基づく運 転免許の有 効期間の更 新</p>	<p>運転免 許証の 更新更 新手数料 料</p>	<p>二千五百五十円</p>	<p>更新申請のとき</p>

改正後

四百八十四略	四百八十五 軽微違反者 違反者 一万三千二百五十円(当該講習が運転免許に係る講習に関する規則で定めるものである場合にあっては、九千二百円)	受講申込みのとき
四百八十六・四百八十七略	四百八十五 道路交通法 第八十条の二 第一項 第三号の規 定に基づく 軽微違反 法施行 為をし、 当 令第三 該行為が 道 路交通 法施行 令第三 七条の 八第 二項に 規定す る基準 に該 当するこ ととな った者 に対する 講習の 実施に 対する 講習を 受講し しょう とする 者	運転経歴証明 千円 再交付申請のとき
四百八十八～四百九十四略	運転経歴証明 千円	再交付申請のとき

備考 略

別表第二(第二条関係)

手数料	指定試験機関等
一～六の二略	
七～十七略	

改正前

四百八十四略	四百八十五 軽微違反者 違反者 一万三千四百円(当該講習が運転免許に係る講習に関する規則で定めるものである場合にあっては、九千四百円)	受講申込みのとき
四百八十六・四百八十七略	四百八十五 道路交通法 第八十条の二 第一項 第三号の規 定に基づく 軽微違反 法施行 為をし、 当 令第三 該行為が 道 路交通 法施行 令第三 七条の 八第 二項に 規定す る基準 に該 当するこ ととな った者 に対する 講習の 実施に 対する 講習を 受講し しょう とする 者	運転経歴証明 千円 再交付申請のとき
四百八十八～四百九十四略	運転経歴証明 千円	再交付申請のとき

備考 略

別表第二(第二条関係)

手数料	指定試験機関等
一～六の二略	
六の三 別表第一 九十五号の四に掲 げる手数料	介護保険法第百十五 条の三十六 第一項に規定す る指定調査機 関
六の四 別表第一 九十五号の五に掲 げる手数料	介護保険法第百十五 条の四十二 第一項に規定す る指定情報公表 センター
七～十七略	